

平成24年度「規制緩和要望」一覧(すべて継続要望)

(内閣府「国民の声」への提案)

(24.10.15提出)

要望事項	理由
<p>1. 信用保証協会保証付債権の譲渡に関わる要件の緩和(再生ファンド等に譲渡する際の要件に、「銀行が関係者と合意の上策定した再生計画」を追加する)</p>	<p>中小企業の場合、銀行と債務者が合意のうえ作成した計画に基づき再生支援を行うケースが多いため、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡できず、中小企業の再生が迅速に行われない事例もみられる。円滑化法の期限到来(平25.3末)を見据え、抜本的かつ迅速な事業再生が求められる中、要件が緩和されれば、民間主導による事業再生が活発化するなど、事業再生の実効性が高まるものと考ええる。</p>
<p>2. 動産譲渡登記等を取扱う法務局の複数化(特に、復興支援の観点から東北地区法務局を優先)</p>	<p>現在、動産・債権譲渡登記の取扱い法務局は、東京法務局に限定されているため、登記完了までに時間を要するほか、司法書士への委託費等も負担となっている。</p>
<p>3. 動産譲渡登記の公示性の強化(「動産譲渡登記」を「占有改定」に優先させる)</p>	<p>担保権設定時に占有改定による譲渡担保権の有無を完全に確認することは困難であることから、動産譲渡登記の優先が認められれば、動産担保融資の利用促進が図られると考える。</p>
<p>4. 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化</p>	<p>「リスク管理債権」は、米国基準との同等性等の観点から開示が求められているが、米国一国の基準に拘ることに合理性はないと考える。他方、「金融再生法開示債権」は、①対象資産の範囲が貸出金だけでなく総与信に拡大されている、②債権ベースではなく債務者ベースで開示、という点で自己査定に準じた開示内容になっており、「リスク管理債権」を並行開示する意義は乏しい。また、一元化により事務負担の軽減に資すると考える。</p>
<p>5. 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外</p>	<p>本規制は、役職員からの自発的な申し出にも対応できないなど、顧客の自由な商品選択や利便性を阻害している。本規制以外にも、「優越的地位の不当利用禁止」、「保険募集制限先規制」等、各種規制が存在しているにもかかわらず、さらに特定先への募集を一律に禁止するのは過剰規制といえる。</p>